

保健医療計画の更新手続について

1 経過

計画策定(改定)時から、時点の経過により、記載内容の変更等を必要とするケースが存在する。そこで①軽微な変更及び②適切な時宜での内容更新が必要な場合の手続方法について定める。

前回の保健医療計画部会での審議結果を踏まえ、当局において内容の整理を行い、部会長と協議を行った結果、計画期間中の保健医療計画の内容更新の方法については下記のとおりとすることとした。

2 これまでの更新手続

- (1) 計画本文中の記載内容の更新について、県ホームページ(HP)で公表する旨の記載があるものについては、HPへの掲載により随時更新することとしている。
- (2) その他、本文に記載のないものについては、計画改定時に変更している。

3 今後の更新手続

- (1) 既に、計画本文中に記載内容の更新について、県HPで公表する旨の記載があるものについては、引き続き県HPの更新により対応していく。
- (2) 計画本文中に県HPで公表する旨の記載がない医療機関の指定等の追加、変更、廃止については、医療法等に定める必要な手続を経た上で、計画への記載につき医療審議会会長及び保健医療計画部会長の了解を得た後、県HPで公表することにより計画を更新する。更新の内容については、直近の医療審議会(保健医療計画部会)に報告する。
(例：地域医療支援病院、救命救急センター、災害拠点病院)
- (3) 計画の記載内容について、医療法等の定めにより、計画本文の更新が必要な場合は、医療審議会(保健医療計画部会)で更新の必要性及び記載内容を審議した上で、県HPで公表する。
- (4) 記載内容の全般について、計画策定の際、想定していなかった大幅な変更や情勢の変化及び制度改正等に伴う見直しが必要となった場合は、策定時と同様の手続により、医療審議会(保健医療計画部会)で審議に付し、医療審議会(本会)で決議する。